九運福本公第１０号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習実施について

令和８年度第２回自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．教習受講資格要件等

（１）教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験を有し、かつ、適切に業務を行っていた者であること。

なお、教習受講申込み者は直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

（２）道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

（３）道路運送車両法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※（２）、（３）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

※教習受講の特例者は、試問のみの受講となります。（カリキュラムの受講はできません。）

２．教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要書類

・受付期間　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２０日（金）
（上記期間の９時から１７時まで）　先着２００名まで

・場　　所　一般社団法人福岡県自動車整備振興会業務部教育課及び各事務所

・必要書類　申込書・所要の切手を貼付し、かつ、申請者の宛名を記載した封筒２枚。
また、１．（１）の者については、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書・直近の整備主任者研修を受講したことを証する書面
１．（２）及び（３）の者については、自動車検査員再教習受講通知書

３．教習及び教習修了試問の日時並びに実施場所

（１）教習実施期間
令和９年１月１２日（火）から令和９年１月１５日（金）４日間
（上記期間の９時から１７時まで）

（２）教習修了試問
令和９年２月３日（水）　（１０時から１２時まで）

（３）教習及び教習修了試問の場所

・教習場所　　契約後決定

・修了試問場所　契約後決定

４．教習科目及び教習時間　　別表のとおり

5．その他必要事項（教習資料、講師等）

（1）教習資料　○自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
○自動車検査用機械器具の構造と取扱い
○自動車検査員必携

（2）講　　師　運輸支局職員の他、自動車技術総合機構の職員
自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車機械工具協会の職員

※当日発熱等の体調不良等の方は、受講をお断りする場合があります。

令和８年１０月６日

九州運輸局　福岡運輸支局長